

参考

介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定有効期間の短縮について

事業を継続するためには、6年ごとに指定の更新が必要です。ただし介護予防訪問サービス及び介護予防通所サービスについては、すでに指定を受けている「家事援助訪問サービス」「自立支援通所サービス」と同一所在地で事業を実施する場合に限り、指定の有効期間を短縮し、当該同種のサービスと同時に指定更新申請を行うことができます。指定申請の際、有効期限を合わせて更新する旨の申出書を記入のうえご提出ください。

【有効期間短縮のメリット】

- 同種のサービスと同時に指定更新申請が可能（事務の簡素化）
- ※ 本市に所在する事業所の場合のみ
- 同時に指定更新申請を行う場合、手数料が 7,000 円となります
（更新時期が異なる場合、それぞれ手数料 7,000 円が必要）

【有効期間短縮のデメリット】

初回の指定有効期間が短くなる

【1 総合事業の有効期間を短縮しない場合】

サービス種別	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1
介護予防訪問サービス		指定	6年間					更新
介護予防通所サービス								
家事援助訪問サービス	指定	6年間					更新	
自立支援通所サービス								

【2 総合事業の有効期間を短縮する場合】

サービス種別	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1
介護予防訪問サービス		指定	5年間				更新	
介護予防通所サービス								
家事援助訪問サービス	指定	6年間					更新	
自立支援通所サービス								

サービスごとに更新申請が必要

更新申請が一度で完了